

議案第108号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和4年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の
一部を次のように改正する。

第29条第1項中「平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条」を「令和4年国家公安委員
会規則第15号）第2条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

警護要則の廃止及び制定に伴い、所要の改正をしようとするものである。